

ニュース学童保育

=私たちの活動 4つの柱=
 * 制度化と指導員の身分保障
 * 専門性と仕事の確立
 * 父母と共に学童保育運動の発展
 * 全国の指導員との団結と連帯

「改善政策要求」に基づく実施を求める 厚生労働省交渉

全国学童保育部会役員

は、1月24日に厚生労働省交渉を行い、基準の緩和に反対するとともに、基準・制度が未だ低い水準であり、「学童保育の改善政策要求」を反映した実施になるように迫っていきましました。

基準の条文は 変わっていない

基準について厚生労働省が回答した内容は以下のとおりです。

○「従うべき基準」は「参酌すべき基準」になるが、条文そのものは一切変えていない。

○基準がなくなるというような言われ方がされているが、それは違う。「指導員の一人配置」



全国の実態、今後の制度設計等を要請する部会役員（厚生労働省にて）。

「資格者がいないよう」ということにはない。○こういう要綱にするか、法律の改正時期も、いまだ不明。変わるとしたら、2020年度以降。

また、来年度予算案は、補助単価、キャリアアップ処遇改善、しょうがい児受け入れ加算の増額で組

んでいる。

詳細は、3月の全国課長会議になる、とのことでした。

私たちの、処遇改善の費用を補助単価に組み入れて、すべて

ての学童保育所に行き渡

るようにはどうか、

の提案について、厚生労働省

は指導員の待遇改善に確

実に使われるようにして

ほしい。補助金が上がつ

た分、保育料の減額に使

高橋議員(共産党)議員に要請

交渉の翌日25日には、衆議院厚生労働委員の高橋ちづこ議員との懇談を行いました。

部会から、指導員の待遇改善が必要であることを強く要請しました。

愛知、岐阜、北海道の自治体施策の資料を提示し、一日3~4時間の非正規しかない自治体が多数を占めており、処遇改善の補助金がほとんど使われていない実態を発言しました。

高橋議員もこうした実態に驚き、基準の緩和に危機感を示しました。



「改善政策要求」の内容も説明し、制度のさらなる引き上げを訴えました。

わかれては、意味がなくなる、財務省も同じ考えだと回答。

それについて部会は、

指導員の身分が明確になっ

ていないことの問題であ

り、「改善政策要求」の

8時間労働の指導員、施

設長、調理員など、役割

に応じた職員配置と人件

費単価を明確にすべきと

要求していきましました。

(部会役員 田村一志)